

様式第7（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

23設生指令第7号

平成23年6月1日

加山興業株式会社

代表取締役 加山 順一郎 様

設楽町長 横山 光明



許 可
許 可 の 更 新
変 更

平成23年5月10日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業の
については、下記のとおり許可します。

記

許可を受けた者の住所、氏名等	名古屋市熱田区南一番町15番5号 加山興業株式会社 代表取締役 加山 順一郎
事業所の所在地	豊川市南千両2丁目1番
事業の種類	収集及び運搬
収集又は運搬する一般廃棄物の種類	ごみ
許可期間	平成23年6月5日から平成25年6月6日まで
許可条件	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。・廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めること。
備考	<p>なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に設楽町長に対して異議申立てすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6箇月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、設楽町を被告として（訴訟において設楽町を代表する者は設楽町長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。</p>